

本県には天然アユが遡上する河川が多く、毎年大勢のアユ釣り客が訪れています。また令和5年の本県アユ漁獲量は318トンで全国1位（令和5年漁業・養殖業生産統計（農林水産省））となっています。そこで今期の天然アユの遡上の状況について、水産試験場調査結果や漁協への聞き取りから以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

1. 今年の天然アユの状況

（1）久慈川、那珂川（茨城県水産試験場内水面支場による調査結果）

遡上量：久慈川は昨年より多く、平年より多い。ピークは4月中旬。

那珂川は過去10年で最も多い。ピークは4月中下旬。

（2）大北川、鬼怒川（各漁協への聞き取り）

遡上量：大北川「5月になって魚影がかなり濃くなった。例年より形もいいようだ。」

鬼怒川「今年は魚影がよく見えるとの声が多い。」

2. アユ解禁後の規制等について

河川でアユ釣りを楽しむためには、それぞれの河川における遊漁のルールを守って行うことが必要です。（別添資料参照）

3. 主な関係機関の連絡先

<本資料に関するお問い合わせ>

茨城県農林水産部水産振興課 tel:029-301-4114（根本）

<その他の関係機関>

- ・久慈川漁協 tel:0295-52-0038
- ・那珂川漁協 tel:029-288-3034
- ・茨城県内水面漁連 tel:029-231-1506
- ・茨城県水産試験場内水面支場
tel: 0299-55-0324



○関連イベント情報

- ・久慈川では、アユ友釣り体験教室（有料）が6月下旬から9月にかけて、土日・日帰りや宿泊の形で開催されます。
- ・開催場所は大子町地区と常陸大宮市地区で、それぞれマンツーマンでのインストラクターによる指導と道具一式の貸出をセットとして行われます。アユ友釣り未経験の方でも気軽にアユの友釣りが楽しめます。

詳しくは下記実施機関までお問い合わせください。

<アユ釣り体験イベント実施機関の連絡先>

- ・（一社）大子町振興公社 石井 tel: 0295-72-5815
- ・アウトドアベース大子 大森 tel: 080-8805-1214
- ・道の駅常陸大宮かわプラザ 鈴木 tel: 0295-58-5038
- ホテル鮎亭(道の駅と合同開催)椎名 tel: 0295-57-2341



【別添】アユ解禁後の規制等について

アユ釣りの漁期は、大部分の河川で6月1日から12月末日まで、一部の支流で7月1日から12月末日まで、となっています。

(1) 水系別の規制

水系区分	項目	内容	備考 (規制の根拠)
大北川水系	①解禁日時等	釣り：6月1日午前0時から ※ただし、ルアー釣については、北茨城市中郷町石岡地先の石岡橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端から高萩市横川1521番地4の漁場基点第14号の1から191度48分36秒(真方位)の線までの大北川の本支流並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流及び北茨城市華川町上小津田地先の華川橋下流端から北茨城市華川町花園地先の第二水沼橋上流端まで及び北茨城市華川町花園地先の花園橋下流端から北茨城市関本町才丸地先の小屋下橋上流端までの花園川の本支流では、周年禁止。 また、ガラ針釣(コロガシ釣)については、北茨城市中郷町石岡地先の新江堰管理橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端より上流の大北川の本支流並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流及び北茨城市華川町白場地先の豊駒橋下流端より上流の花園川の本支流では、周年禁止。	漁業調整規則 遊漁規則
		投網：禁止	漁業調整規則 遊漁規則
	②禁漁区等	禁止区域：大塚堰(本流)、浄蓮寺堰、華川町花園地内花吉橋から花園橋の間、伊豆堂堰(花園川)の4ヶ所 大北川及び花園川で産卵のため組合が指定する区域(組合事務所又は現地に表示)では、9月25日から10月24日までの間採捕禁止	漁業調整規則 遊漁規則
久慈川水系	①解禁日時等	釣り：(本流) 6月1日午前5時から ※ただし、コロガシ釣りについては、大子町西金地先の大内野橋上流端から上流福島県境までの区域では、6月1日から7月31日までの間禁止。 (支流) 7月1日午前5時から 支流：里川、山田川、押川、八溝川	漁業調整規則 遊漁規則
		投網：(本・支流) 8月1日午前5時から ※ただし、支流のうち以下の河川については、周年禁止： ・初原川(大子町大字佐貫字阿坪地先阿坪橋基部上流端から上流及び支流大石川)	漁業調整規則 遊漁規則

		・八溝川（大子町上郷地先北原橋基部上流端から上流及び全支流） ・入四間川（日立市）	
	②禁漁区等	禁止区域：岩崎堰（本流）、田渡堰、里の宮堰（里川）、大子町上野宮地先門の井橋から桜井橋（八溝川上流）の4ヶ所（周年禁止）及び辰の口堰（12/1～9/19 禁止）	漁業調整規則
		保護水面：常陸大宮市辰の口から常陸大宮市岩崎地先の間（9/20 から 11/30 までの間禁止）	漁業調整規則
那珂川水系	①解禁日時等 注）投網については、禁止期間	釣り：（本流） 6 月 1 日午前 0 時から（支流） 藤井川、緒川は 7 月 1 日午前 0 時から解禁。	漁業調整規則 遊漁規則
		投網：本流（水戸市田谷町から上流栃木県境まで） ・ 1 月 1 日から 5 月 3 1 日まで禁止 ・ 6 月 1 日から 7 月 3 1 日は、午前 6 時から午後 6 時の間禁止 支流（藤井川、緒川） ・ 1 月 1 日から 6 月 3 0 日まで採捕禁止 ・ 7 月 1 日から 7 月 3 1 日は、午前 6 時から午後 6 時の間禁止 ※昼間禁止は、釣りとの競合を避けるため	漁業調整規則 遊漁規則
	②禁漁区等	禁止区域：小場江堰（本流）、寺下堰、坏堰、梅曾根堰、那賀堰、間々堰の 6 ヶ所 水戸市渡里町 1042 番地地点と対岸水戸市田谷町 4844 番地の 1 地点とを結ぶ線及び水戸市渡里町 795 番地地点と対岸水戸市田谷町 5045 番地の 1 地点とを結ぶ線とによって囲まれた那珂川本流では周年採捕禁止	漁業調整規則 遊漁規則
鬼怒川水系	①解禁日時等	釣り： 6 月 1 日午前 0 時から	漁業調整規則
		投網： 6 月 6 日午前 0 時から ただし、筑西市勤行川大橋上流端から上流高島橋上流端に至る区域は周年禁止	遊漁規則
	②禁漁区等	禁止区域：鎌庭堰	漁業調整規則
		保護水面：鬼怒川大橋から栄橋の間 （9/20 から 11/30 までの間禁止）	漁業調整規則

凡例

漁業調整規則：茨城県内水面漁業調整規則によるもの

遊漁規則：関係漁業協同組合の遊漁規則によるもの

(2) 遊漁規則に基づく遊漁料の納付義務

漁業協同組合員以外の者が、漁業権の対象となっている水産動物を採捕しようとするときは、漁業協同組合が知事の認可を受けて定めた遊漁規則に基づき、遊魚の承認を受けることと遊漁料の納付義務が課せられています。遊漁料金等は下表のとおりです。

表遊漁料金等について

①あゆ遊漁料（河川別券）

河川名	漁法	区分	大人	中学生	小学生以下
鬼怒川水系	竿釣 手釣 すくい網	当日券	1,300 円	400 円	無料
		年券	6,000 円	2,000 円	無料
那珂川水系 久慈川水系 大北川水系	竿釣 手釣 すくい網	当日券	2,000 円	500 円	無料
		年券	10,000 円	2,500 円	無料

注：身体障害者は、中学生と同じ区分です。

あゆ釣券については、高齢者の無料制度はありません（雑魚券なら75歳以上無料）。

漁法	区分	組合名		
		久慈川	那珂川 那珂川第一	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川
投網	当日券	3,000 円	3,000 円	2,000 円 【1,000 円】
	年券	10,000 円	10,000 円	10,000 円 【5,000 円】

注：あゆを対象とした投網を認めている組合は上記のみです。

鬼怒川水系における中学生・身体障害者の料金は【 】内となります。

②遊漁料の納付場所

遊漁される方は、漁業協同組合事務所、県内水面漁連及び漁業協同組合が指定した釣具店等もしくはオンラインシステムで遊漁料を納付して下さい。釣場で漁場監視員に納付する場合は、久慈川水系では2,000 円、那珂川水系では1,000 円、その他の水系では200 円の加算金が追加徴収となります。

③その他の制限

漁業協同組合ごとの遊漁規則においても、禁止区域、禁止期間、全長制限、投網の長さや目合いの制限が設けられています。詳しくは、漁場監視員等の指示に従ってください。